

## 南アフリカ

### <2006年の注目すべきポイント>

貴金属、レアメタルなど多種の金属資源大国である南アフリカは、2006年の年間を通じた金属価格高騰を背景に、金属の生産量も全般的に堅調な伸びを示した。ただし、同国鉱業の主要セクターであった金の生産は、2006年においてさらに減少し、1922年の記録以来の最低水準となった。一方、BEE政策を基盤とし、2004年の新鉱業法の施行により具体的に開始された鉱業の産業構造改革プロセスにおいて、メジャー企業を中心とし、BEE資本化を伴った大規模な企業再編の動きもあった。さらに、構造改革の関連法として、付加価値促進関連法の公布、懸案であったロイヤルティ修正法案の公表もなされ、今後、より一層、企業動向、生産活動を始めとする産業全体の動向について注目される。

### 1. 非鉄金属一般概況

南アフリカ共和国には、多くの鉱物資源が賦存し、金、白金族金属 (PGM)、マンガンについては世界一の埋蔵量を誇る。それぞれのシェアは、金 40%、PGM 88%、マンガン 77%である。また、金、PGM、クロム、バナジウムの鉱石生産でも世界一であり、世界における生産シェアは、金 13%、PGM 80%、クロム 40%、マンガン 17%、バナジウム 40%となる (2006年)。

南アフリカ鉱業は、国内経済においても主要産業であり、2005年において、鉱業の総付加価値額 (Gross Value Added) は国内経済全体の 7% を占める 943 億ランドを計上し、また、総固定資産投資額の 6.1%、総輸出額の約 30% を占め、産業雇用人口は 44 万人を擁している。

2005年の鉱業における一次鉱産物の総生産額は、金属価格全般の上昇、特に、金及び PGM の価格高騰などに支えられ、前年比 14% 増の 1,428 億ランド (2004年: 1,253 億ランド) と大きく拡大した。US\$ 換算した場合、同総生産額は 15.5% 増 (2004年 194 億 US\$、2005年 224 億 US\$)、総輸出額も 15.1% 増 (2004年 139 億 US\$、2005年 160 億 US\$) といずれも 15% を超える高い伸びとなり、引き続き好調であった。総輸出額の上位 3 位は、PGM が 33% (335 億ランド) で第 1 位、次いで、金が 24% (242 億ランド) で第 2 位、石炭が 21% (212 億ランド) で第 3 位となっており、昨年と同様の順位であったが、2003 年までは金が第 1 位、白金族が第 2 位となっており、また、金のシェアが、昨年からさらに低下しており、南アフリカ鉱業における金生産セクターの地位が、ここ数年、低下傾向となっている。

鉱物・エネルギー省 (Department of Minerals and Energy: DME) が、世界経済が堅調に成長す

る前提で、2006年6月に作成した2006年~2010年の鉱業の輸出額の予測では、鉱業全体で年平均6%の伸びを示すものとし、特に、石炭が年率10%増、PGMが年率6.7%増と牽引するものと見ている。

一方、南アフリカ鉱業界においては、次節で述べる BEE を基本原則とした鉱業政策が、The Minerals and Petroleum Resources Development Act (鉱物・石油資源開発法。以下「MPRD 法」。) の 2004 年 5 月施行などにより、本格的に進展してきており、鉱業はその産業構造を大きく変革し始めてきている。その中でも、最も重要なものの一つが、鉱山企業が所有する鉱業資産権益の最低 26% を 2014 年までに、黒人層を始めとする HDSA's (次節参照) に移転すること、すなわち、BEE 資本化である。それまで南アフリカにおける鉱業資産を寡占していた大手マイニングハウスは、BEE 資本化に対応するため、これまでの鉱業資産について、一部を HDSA's に売却することに加え、事業の分離・子会社化、ノンコア事業からの撤退、外国企業への売却、本社機能の海外への移転などといった、全体の事業改革に着手せざるを得なくなったと同時に、African Rainbow Minerals 社や Mvelaphanda Resources 社のような BEE 鉱山企業が新たに誕生してきた。2005 年~2006 年においても重要な BEE 資本化が進展し、ダイヤモンドメジャー企業である De Beers が保有する南アフリカ鉱業資産の権益 26% が 38 億ランドにて Pnaho (BEE 企業) に売却され、また、鉱山メジャーである Anglo American は、その傘下である Kumba Resources 社の鉱業資産を分割し、石炭他を新たに設立した BEE 企業である Exxaro 社に、鉄鉱石資産を Kumba Iron Ore 社に、それぞれ承継さ

せるといった、大規模な BEE 資本化が実施され、南アフリカ鉱業の産業構造は大きく変革してきている。

## 2. 鉱業政策の主な動き

現在の南アフリカの鉱業政策を語る上で、Broad-based Black Economic Empowerment (黒人等の被不利益者の経済的権利拡大政策。以下「BEE」。)の原則を抜きにすることは出来ない。

BEE とは、1994 年の民主化以前のアパルトヘイト政策により、経済活動への参入から組織的に排斥されてきた、「Historically Disadvantaged South Africans: HDSA's (歴史的に不利益を被ってきた南アフリカ人)」の社会的、経済的な権利を拡大するための構造改革に関する政策、法令、プロセス等の総称である。この BEE 原則が、特に、アパルトヘイト下で確立した少数白人による占有が色濃く残っており、同国の伝統的基幹産業でもある鉱業分野での政策、関係法令等に、重点的に反映されている。1998 年に Minerals and Mining Policy で基本方針が打ち出され、2004 年の MPRD 法及び Broad-based Socio-Economic Empowerment Charter for the South African Mining Industry(以下「鉱業憲章」)などに、HDSA's の参入機会を促進し不公平を是正するなどといった内容が盛り込まれた。なお、BEE 原則自体は「Broad-based Black Economic Empowerment Act」として、2003 年に法制化されている。

加えて、MPRD 法下では、鉱業権について、旧来の地上の土地所有権に基づいた個人的所有権という考えから、地下資源及びそれを探鉱、採掘する権利である鉱業権は国家に帰属し、政府がこれを保護、管理するという原則に変更され

てきた。

このように、南アフリカでは、ここ数年来、鉱業政策、関連法令は、変革の只中にあるが、現在までに制定(改正)された法令等は以下のとおりである。

### (1) The Minerals and Petroleum Resources Development Act, 28 of 2002 (鉱物・石油資源開発法。以下「MPRD 法」)

本法は、2004 年 5 月 1 日に施行され、現在の南アフリカの鉱業活動を統括する基本法である。

この法の下で、旧鉱業法下での旧試掘・採掘権に対し、「New Order Rights」と言われる、新たな鉱業権制度が導入されており、旧鉱業法下での全ての権利は、本法の施行後 5 年以内、すなわち 2009 年までに、「New Order Rights」に転換される必要があり、また、全ての鉱物の試掘、探鉱及び採掘の権利は、国家に帰属し、これら権利の取得等の申請者は、政府への直接申請を必要とし、鉱業権は個人的所有権とされていた過去の法制度とは対照的となっている。さらに、BEE 原則に基づき、採掘権は、鉱業における所有権及び事業管理の改革を実行するために必要なツールとしての機能も有しており、鉱業権保有者は、鉱山が立地する地域社会のみならず、鉱山の従業員が所属する地域社会に対しても、社会・経済的開発に貢献すべきであると規定するように、本法での新鉱業権は、単なる鉱業管理という枠組みを超える位置付けが与えられている。

MPRD 法下での新鉱業権の区分は表 1 のとおりである。

表 1：MPRD 法における各種鉱業権・許可区分

Reconnaissance Permit (予察調査許可)	予察調査作業のための土地に立ち入る許可
Technical co-operation Permit (技術協力調査許可)	技術協力調査を実施するための許可
Prospecting Right (試掘権：鉱物資源)	鉱物資源の試掘の実施、及び調査中に発見した鉱物サンプルを移動、処理するための権利
Mining Right (採掘権：鉱物資源)	鉱物資源の実際の採掘事業を操業する権利
Exploration Right (探鉱権：石油資源)	石油資源の探鉱、及び調査中に発見した石油サンプルを移動、処理するための権利
Production Right (生産権：石油資源)	石油資源の実際の生産事業を操業する権利
Retention Permit (保留許可)	試掘権保有者に対し、環境保全や、発見された鉱床の経済性の理由などのため、一時的に、作業、又は採掘段階への移行を停止する場合の権利の保留許可。期間は原則 3 年以内(更新は 1 回 2 年間まで)

## (2) The Mining Titles Registration

### Amendment Act 24 of 2003 (鉱業権登記法改正法)

MPRD 法と同じ、2004 年 5 月 1 日から施行され、MPRD 法の規定に基づく、旧鉱業権の登録抹消を含む、新鉱業権の登録・管理を行うための法律である。

## (3) 付加価値化促進関連法：

- **Diamonds Amendment Act 29 of 2005 (ダイヤモンド法改正法：2006 年 2 月公布)、**
- **Precious Metal Act 37 of 2005 (貴金属法：2006 年 5 月公布)**

BEE に関連し、鉱物資源産業の下流部門での雇用機会の創出を促進させ、ダイヤモンド、貴金属(金、白金族金属)の高付加価値化を促進することを目的とした法律であり、ともに、2007 年に施行予定である。この法には、主に、ダイヤモンド及び貴金属の取得、所有、売却、輸送(輸出入を含む)など行う場合、許可などが個別に必要とされ、貴金属の場合、貴金属鉱石の精製錬事業者向けの「Refining Licence」と、貴金属を原材料とした加工製造業(IT 産業、航空機産業、自動車産業)等向けに発行される「Precious Metal Beneficiation Licence」の取得が義務付けられている。また、ライセンス保有者は、全ての取引状況を登録簿に記載し、これを政府監督部局に提出する必要がある。

ダイヤモンド、貴金属以外の鉱物資源に関する付加価値化の促進は、Mining Charter において、付加価値化相当の収入が BEE 資本化 26%の

一部に充当可能にするなど、政策・制度的に奨励されているが、現在まで、法律化はなされていない。

## (4) Mineral and Petroleum Royalty Bill (鉱物・石油ロイヤルティ法案)

全ての鉱物は国家に帰属し、鉱産物等の生産者は、鉱産物の売上げの一定率を国に対し支払うこととした法律である。

MPRD 法に、新法下での Mining Right 及び Production Right の保有者は、国へのロイヤルティ料の支払が規定されており、当初の予定では MPRD 法と同時施行される予定であった。しかしながら、2003 年に公表された当初法案について、一部の鉱種で世界的に見てかなり高いロイヤルティ率であること及び鉱産物売上げ全体に課せられており、売上課税方式は、企業の鉱石の高品位部採掘を助長し、早期に資源の枯渇を招く懸念があることから、鉱業界や、その他これまで収入を得ていた地表権者などからの猛反発に会い、法制化が進んでいなかった。2006 年 10 月、3 年越しにようやく修正案が発表され、当初案と比較し、金、PGM などの料率が若干引き下げられたものの、売上げ課税方式の変更はなされていないものとなっている(表 2 参照)。

なお、当初、MPRD 法と同時施行とされていた本法案であるが、現在では 2009 年からの施行に変更されている。これは、旧鉱業権を所有する企業が新鉱業権に切り替えると、ロイヤルティの支払が発生し、故意に切替えを遅らせる懸念

が生じるため、鉱業権の切替期限である 2009 年に変更した模様である。

表 2：ロイヤルティ税率(2006 年 10 月時の法案より)

グループ	鉱物資源	未精製品率 (%)	精製品率 (%)
1	ダイヤモンドなどの貴石類の未研・原石	5	
2	アスベスト、パーミキュライト、方解石、花崗岩、大理石など	1	
3	マグネサイト、フリント・クレイ、カオリンなど	0.5	
4	石灰石、ドロマイト、珪岩、片岩など	0	
5	PGM、	6	3
6	クロム、マンガン、シリコン、バナジウム、鉄、コバルト、銅、ニッケル、鉛、亜鉛、アンチモニー、錫	4	2
7	イルメナイト、ルチル、ジルコン	3	2
8	金、銀	3	1.5
9	石炭－灰分 15%以上	1	
	石炭－灰分 15%未満	3	
10	石油・天然ガス－水深 500m 以深からの生産	1.5	
	石油・天然ガス－上記以外からの生産	3	
11	ウラン－酸化ウラン(イエローケーキ)、六フッ化ウラン	1.5	
	ウラン－精鉱	3	

**(5) Broad-based Socio-Economic Empowerment Charter for the South African Mining Industry (南アフリカ鉱業における社会・経済的権利拡大に関する憲章)**

鉱業における BEE 政策を推進するため、国、産業界及びその他のステークホルダーの共通の認識、目的、義務などが記された憲章であり、MPRD 法と同様、2004 年 5 月 1 日から施行されている。この憲章は以下の点を主要な目的としている。

- ・全国民を対象とした鉱物資源への平等なアクセスの奨励
- ・女性を含む HDSA's の資源産業へ参入の促進、及び資源開発からの利益を獲得する機会の拡大
- ・HDSA's への権利拡大のため、HDSA's の技能向上を図る
- ・鉱山地域コミュニティ及び鉱山労働者供給地

域コミュニティにおける、雇用促進、社会・経済開発の実施

・鉱産物の高付加価値化の奨励

これらの目的の下に、各ステークホルダーの義務、目標などが記され、2014 年までに資本権益 26%を HDSA's に移転(中間目標として 2009 年までに 15%移転)や、2009 年までに HDSA's の管理職への参入率を 40%達成などが定められている。その他、上記目的を達成するため、HDSA's のための人材開発、平等雇用、住宅政策、地域開発、BEE 企業への調達機会拡大、鉱産物の高付加価値化、産業界からの BEE 政策促進のための資金拠出の義務なども記されている。企業毎の各義務項目における毎年の進捗状況を確認するために、スコアカード制が導入されており、企業は、毎年の各義務項目における進捗状況をスコアカードに記載し提出する必要がある。

### 3. 主要鉱産物の生産及び消費動向

(単位：千 t)

	鉱山生産量		地金生産量		地金消費量	
	2005	2006	2005	2006	2005	2006
銅	96.9	120.0	97.1	102.1	87.5	83.0
鉛	42.2	48.6	65.3	65.4	73.7	73.6
亜鉛	32.1	34.2	119.0	119.0	110.5	118.6
ニッケル	42.4	41.6	42.4	41.6	46.3	53.5
プラチナ(t)	163.7	167.9	-	-	-	-
金(t)	297.3	275.1	-	-	-	-
クロム鉱	7,502.8	7,428.5	-	-	-	-
ウラン(t)	674	534				

(注)クロム鉱は鉱石量、その他は金属含有量。

(資料: World Metal Statistics Year Book 2007、World Nuclear Association)

### 4. 鉱山・製鉱所状況

#### (1) PGM：白金族金属の生産・開発状況

南アフリカのプラチナを含む PGM の生産量は、世界第 1 位で、リサイクル生産を除き約 60%弱のシェアを誇る。2005 年の PGM の供給量は、プラチナが前年比 3.4%増の 5.29 百万 oz で堅調な伸びを示し、パラジウムは 11.5%増の 2.91 百万 oz、ロジウムは 10%増の 690 千 oz と、大幅な伸びとなった (Johnson Matthey「Platinum 2007」)。

プラチナ生産大手各社の 2006 年における活動状況は、以下のとおりである。

#### 【Anglo Platinum】

プラチナの生産においては、南アフリカのプラチナ生産量全体の約半数を占め、生産量世界第 1 位の Anglo Platinum 社の 2006 年の生産量は 2.82 百万 oz となり、昨年比 15%増の大幅増産となった。増産の主要因は、鉱山生産量の増加及び流通在庫放出等があったことによるものである。パラジウムも前年比 13.8%増の 1.54 百万 oz と拡大したが、ロジウムはほぼ横ばいの 326 千 oz であった。鉱山からのプラチナの生産量は前年比 5.4%増の 2.64 百万 t となった。これは、Amandelbult が 7%増、Bafokeng-Rasimone(BRPM) が 12%増、Kroondal(Aquarius Platinum 社との Pool and Share Agreement (P&SA) による共同生産)が 7%増、Modikwa が 5%増となった他、新たに 2 つの鉱山、Marikana(Aquarius Platinum 社との P&SA 生産)及び Mototolo(Xstrata との JV)か

らの生産が開始されたことによるものである。新規 2 鉱山からは各 13 千 oz のプラチナが生産された。

2007 年以降の Anglo Platinum 社の生産計画は、2006 年の新規 2 鉱山のうち、Marikana は 2009 年までに年産 74 千 oz 規模とし、Mototolo は 2007 年に年産 130 千 oz とする計画である。また、PPrust North の拡張計画では 110 億ランドを投じ、2009 年から年間 230 千 oz を増産する計画や、2012 年までに年産 100 千 oz の増産となる Amandelbult East Upper UG2 プロジェクトが計画されている。

#### 【Impala Platinum】

プラチナ生産世界第 2 位の Implats 社の南ア Impala 鉱山における 2006 年度(2006 年 6 月末期)におけるプラチナ生産量は、前年比約 1%増の 1,125 千 oz となったものの、パラジウムが 4.6%減の 491.6 千 oz、ロジウムが 1.4%減 128.5 千 oz の減産となったことにより、PGM 生産量全体では 3%減の 2.0 百万 oz の結果となった。これは、PGM 全体の採掘鉱石品位が低下したことなどによるものである。一方、現在生産規模拡大中である、南ア Marula 鉱山における 2006 年度のプラチナ精鉱生産量は、前年度比 34.2%増の 40.0 千 oz(プラチナ含有量)であった。同鉱山は、2009 年までにプラチナ精鉱年間生産量を 120 千 oz 規模に拡大する計画である。

Implats 社は、2007 年 2 月に、南ア Leeuwkop プラチナ・プロジェクトを所有する African

Platinum 社の買収を発表した。買収総額は 297 百万英ポンドで、African Platinum 社のフラッグシップ・プロジェクトである Leeuwkop プロジェクトは、南ア Bushveld Complex の Western Limb に位置し、これまでの探鉱により、プラチナ生産大手 3 社に次ぐ、4 番目の PGM92 百万 oz の埋蔵量が確認されており、2008 年生産開始を目標に、現在は開発段階となっている。買収は 2006 年 3 月末時点で最終的な司法手続き段階に入っている。

また、Implats 社の BEE 資本化として、既存のマイニング・リース契約先であり、BEE グループである Royal Bafokeng Nation に、Implats 社株式の 13.4% を売却した。これは、Implats 社がマイニング・リース契約に基づき Royal Bafokeng Nation グループにロイヤルティ料を全額先払いすることにより、その資金で Royal Bafokeng Nation グループが Implats 社株式を購入するものであり、2007 年 4 月にこの取引は完了している。この結果、Implats 社資本の BEE 化率は、他の BEE 資本と合わせ 33.6% となり、鉱業憲章に定める 26% 目標を達成したとしている。

#### 【Lonmin】

プラチナ生産世界第 3 位の Lonmin 社の 2006 年度(2006 年 9 月末期)の生産量は、プラチナ前年比 3% 増の 963 千 oz、パラジウムが 8% 増の 439 千 oz、ロジウムが 12% 増の 133 千 oz と、全般的に好調であった。これは、2005 年 6 月に買収した Limpopo 鉱山(旧 Messina)が、2006 年に通年計上されたことなどによるものである。Limpopo 鉱山は 2007 年後半にフル稼働体制に入る予定である。ただし、2007 年に入り、生産ラインにアクシデントが発生した。前年末に流出漏れが確認された第 1 号プラチナ生産炉について、全面改築が必要とされ、4 か月間の操業が停止された。2007 年度のプラチナ生産量は約 1.02~1.04 百万 oz が計画されていたが、この第 1 号炉の停止による影響で、プラチナ生産量は 0.98~1.00 百万 oz に下回ると見込まれた。また、この操業停止は、先行している同社の Merensky 炉の改築計画スケジュールにも影響を及ぼすものとしている。

2006 年 10 月、Lonmin 社は、プラチナ生産大手として初めて、新鉱業法に基づく、主力である Marikana プラチナ鉱山の採掘権の転換が許可された。

2007 年 2 月、Lonmin 社は、南ア Akanani プラチナ・プロジェクトの権益を持つジュニア探鉱企業 AfriOre 社(本社英ヴァージン諸島)を買収した。買収総額は 4.4 億 US\$ とされる。AfriOre 社が 74% の権益を持つ Akanani プラチナ・プロジェクト(残り 26% は BEE 投資家が所有)は、南ア、ブッシュフェルト複合岩体 Northern Limb に位置し、現在までに確認されているのは、予想資源埋蔵量 249.1 百万 t、プラチナ、パラジウム、ロジウム(以下「3PGM」)、金の合計品位が 4.2g/t となっており、Lonmin 社の予備評価では、3PGM の年間生産量 50 万 oz、開発資本コストは 6~7 億 US\$ と見込んでおり、2013 年の生産開始を目標としている。

また、2006 年 10 月には、Lonmin 社は、プラチナ生産大手として初めて、DME から新鉱業法に基づく、主力である Marikana プラチナ鉱山の採掘権の転換取得が許可されている。

Lonmin 社の今後の計画では、主力の Marikana を 2012 年までにプラチナ年間生産量を 1,175 千 oz 規模にする拡張プロジェクトや、現在 F/S 中の Limpopo Phase2 プロジェクトによるプラチナ年間生産量 93 千 oz の増産計画などにより、2012 年までに全体のプラチナ年間生産量 1.4 百万 oz 規模にする計画である。

#### 【その他】

Northam Platinum 社の 2006 年のプラチナ生産量は、前年同規模となる 223 千 oz、Aquarius Platinum 社の南アでの生産量は、2005 年 12 月に生産を開始した Everest からの増産分により、前年比 36% 増の 435 千 oz となった。

#### (2) 銅の生産・開発状況

南アフリカにおける銅の生産は、10 万 t 前後の規模となっている。主要な生産元は、南アフリカ唯一の銅鉱山である Palabora 銅鉱山(Rio Tinto 社の権益 49.2%)からであるが、同鉱山の 2006 年の生産状況は、銅精鉱生産は前年同となる 66.5 千 t、銅地金の生産は 81.2 千 t(前年 80.3 千 t)となった。同鉱山は 2002 年から露天採掘

から坑内採掘に移行しており、2005年に完了した。以後、坑内採掘が軌道に乗り、生産量が安定している。

### (3) 金の生産・開発状況

南アフリカの金の生産は、1971年をピークに減少を続けている。2003年以降の金の生産量は、2004年337.2t、2005年297t、2006年275tと、年10%前後の減産となっており、ここ数年においては、鉱業の主役の座をPGMセクターに明け渡す結果となっている。主な要因は、鉱石の低品位化、採掘の深部化が進んだことによる高コスト化の影響が大きい。2006年の生産量は1922年の218tの記録以来の最低水準となっているが、鉱山経営者、労働組合、投資家及び政府などの鉱業関係者の間では、これを受け入れざるを得ないこととして認識している。また、新たな金開発の投資先として他のアフリカ諸国が台頭してきたことの影響も大きく、BEE政策の影響もあり、その資産をより小規模な生産者に売却するという傾向などがみられ、南アフリカの金鉱業は、現在、岐路に立っていると言える。

### (4) クロムの生産・開発状況

南アフリカのクロム鉱石の2006年の生産量は、前年の7.5百万tとほぼ同量の7.4百万tであった。生産された鉱石は、政府の付加価値化促進政策もあり、近年では9割近くが主にフェロクロム生産向けとして国内で販売され、年々増加を示していたが、2005年は、国内販売量が前年の6.7百万tから6.1百万tへと、2001年以降初めての減少となった。対して輸出量は、前年の513千tから657千tへと28%の増加となり、付加価値化に反する結果となっている。

南アフリカのクロム産業界は、2004年以降、外国企業やBEE企業などの新規参入による業界再編の大きな動きが出てきている。

2004年、Xstrataの子会社であるXstrata SA社と、BEE企業であるRoyal Bafokeng Resources社が32.1%の権益を持つSA Chrome & Alloys社が合併し、Merafe Resources社(合併時はSA Chrome社)となり、世界最大のフェロクロム生

産者となった。さらに、その後、Xstrata社とMerafe社は共同で、Samancor社(南ア)からKroondal鉱山、Marikana鉱山のクロム資源を買収し、加えてXstrata社とSamancor社のJV事業のWonderkop製錬所のSamancor社の持分である50%をMerafe社が取得した。現在は、Xstrata-Merafe Chrome Ventureを結成し、全クロム鉱業資産をJV運営している。JVの対象となる事業は、6鉱山及び5製錬所で、フェロクロム年間生産能力1.9百万tの世界最大の生産者となる。Merafe Resources社のJVにおける資本権益は、2006年時点で20.5%となっており、最終的にはBEE資本化の目標値である26%以上となる予定である。

Samancor Chrome社は、2鉱山及び3製錬所を操業し、クロム鉱石3百万tと、クロム半精製品1百万tの年間生産能力を有する。同社は、元々、BHP Billiton社とAnglo American社の60:40の合弁であったが、2005年、Kermas Group(英領ヴァージン諸島。ロシア、ドイツ、トルコでフェロクロムやクロム化学品を生産・販売する会社)に、469百万US\$で売却された。さらに、BEE資本化を目的とし、2006年8月、Kermas GroupはSamancor Chrome社の株式28%をBEE会社であるBatho Barena Consortiumに売却した。2006年11月には、中国鉄鋼大手であるSinosteel社を核とした中国企業と、2つのフェロクロムに関する生産及び資金協定に合意したと発表している。協定のうち1つは、資金協定であり、Samancor Chrome社と、中国開発銀行及びSinosteel社との間で合意され、3者間で戦略的なパートナーシップを形成し、将来の南アにおけるフェロクロムの生産拡大のための資金を中国開発銀行が供給するというもの。もう一つは、Samancor Chrome社とSinosteel社との間で合意され、Samancor Chrome社が、南アにおける既存の5箇所の製錬所に原料供給するためのクロム鉱山所有会社であるTubatse Chrome社を設立し、Tubatse Chrome社の権益50%をSinosteel社に売却するものであるとしている。

(2007.5.27/ロンドン事務所 高橋 健一)